

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る
スポーツ少年団活動について

本件につきまして、まん延防止重点措置の措置区域に指定された県内10市の指定が解除となりましたが、本県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく警戒度については、全県で現状の「4」が維持されることとなりました。

6月14日(月)以降のスポーツ少年団活動につきましては、5月7日付の本部長名で通知させていただいております内容のとおりとなりますので、よろしくお取り計らいください。

関係者の皆様には、様々な対応によるご負担をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和3年6月12日
群馬県スポーツ少年団
本部長 小林 馨